

大阪府立槻の木高等学校PTA規約

第1条（名称）

本会は「大阪府立槻の木高等学校PTA」と称し、事務所を大阪府立槻の木高等学校（高槻市城内町2番13号）に置く。

第2条（目的）

本会は学校と協力して、生徒の健全な育成を目指し、併せて会員相互の研鑽と親睦を図ることを目的とする。

第3条（方針）

前条の目的を達成するために、社会教育関係団体として活動し、特定の政党・宗教に偏する行為を行わず、また、いかなる団体の干渉も受けない。また、学校の人事その他管理に干渉しない。

第4条（事業）

本会は目的達成のため、下記の事業を行う。

- （1）学校及び家庭における教育の理解とその振興に関する事業。
- （2）生徒の文化・スポーツ・国際交流活動に対する援助及び福祉の向上に関する事業。
- （3）教育環境の整備・充実にに関する事業。
- （4）会員相互の研鑽と親睦に関する事業。

第5条（会員）

本会の会員は、本校に在籍する生徒の保護者及び本校に在籍する教職員とする。

第6条（役員）

- （1）本会に、会員の中から次の役員を置く。

会 長 1 名 副会長 2 名 書 記 2 名（内 1 名は教職員から） 会
計 2 名（内 1 名は事務（部）長）

- （2）役員の任期は1年とする。ただし、新たに選任された役員が就任するまでは役員としての地位を有する。また、再任を妨げない。
- （3）役員の選出方法は別に決める。

第7条（役員の任務）

役員の任務は次のとおりとする。

- （1）会長は本会を代表し、会務を統括する。また、全ての会議は会長が招集する。
- （2）副会長は会長を補佐し、会長不在のときはその職務を代行する。
- （3）書記は議事を記録し、資料の収録と各種会合の通知等の事務を行う。
- （4）会計は本会に関する経理を処理し、総会における予算・決算の説明・報告を行う。

第8条（専門委員）

本会活動のため、会員の中から各学年より各学年のクラス数を2倍した人数の専門委員を置く。

- （1）専門委員の選出は、各学年の会員の互選による。
- （2）3年生のみ、専門委員から3年生代表1名を置く。

(3) 3年生代表の選出は、3年生の専門委員の互選による。

第9条（総会）

総会は、本会の最高議決機関として毎年1回開催し、規約の改正、活動報告、決算報告、活動計画案、予算案、指名委員会で選出された役員及び会計監査人についての選任、その他必要な事項を審議、議決する。

- (1) 総会はすべての会員で構成する。
- (2) 総会の定足数は、会員数の5分の1以上（委任状含む）とする。
- (3) 総会における議決は、出席会員の過半数の賛成による。
- (4) 必要がある時は、実行委員会の承認を得て臨時に総会を開くことができる。

第10条（役員会）

役員会は、本会の執行機関として会務の実行にあたる。

- (1) 役員会は、役員及び校長、教頭で構成する。
- (2) 本会の運営上、必要に応じて随時にこれを開く。

第11条（実行委員会）

実行委員会は、本会の会務を運営する。

- (1) 実行委員会は、役員、3年生代表、各専門委員会の委員長、校長及び教頭で構成する。
- (2) 実行委員会は、会務の企画運営・専門委員会の設置および廃止・総会議案の整理検討・総会議決事項の審議、議決を行う。
- (3) 実行委員会における議決は、出席者の過半数の賛成による。
- (4) 実行委員会は審議の内容上、必要と思われる教職員を委員会に出席させることができる。ただし議決には加わらない。

第12条（専門委員会）

本会活動のため、次の専門委員会を置く。

- (1) 広報委員会
- (2) 文化祭委員会
- (3) 社会見学委員会
- (4) 国際交流委員会
- (5) 各専門委員会は、専門委員で構成する。
- (6) 各専門委員会委員の選出は、専門委員の互選による。
- (7) 各専門委員の中から、委員長1名を各専門委員の互選により選出する。

第13条（会計）

- (1) 本会の経費は、会費、事業収入及び寄付金等をもって充当する。
- (2) 会費は生徒1人当たり年額4,000円とする。教職員の会費も同額とする。また、年度途中の転入者（教職員を含む）についても、同額の会費とする。
- (3) 活動報告、決算報告、活動予定案、予算案は、役員会が作成し、総会で承認を受ける。

(4) 本会の経理は、総会において承認された予算に基づいて行われ、決算は、会計監査人の会計監査を経て総会に報告、その承認を受けなければならない。

(5) 会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第14条（特別会計）

本会に、一般会計の他、次の特別会計を設ける。

(1) 周年事業積立金特別会計

(2) 国際交流特別会計

第15条（会計監査人）

(1) 本会には、会員の中から会計監査人2名を置く。

(2) 会計監査人の任期は1年とする。ただし、新たに選任された会計監査人が就任するまでは会計監査人としての地位を有する。また、再任を妨げない。

(3) 会計監査人の選出方法は別に決める。

第16条（会計監査人の任務）

会計監査人は、毎年度半期毎に監査を実施する。

第17条（財産）

保有する現金は、普通預金又は定期預金で管理する。

第18条（寄付）

教育環境の整備及び充実等の目的で、学校へ物品等の寄付を行う場合は、総会の承認を受ける。

第19条（規約の改正）

この規約の改正は、総会において出席会員の3分の2以上の賛成による。

第20条（細則等）

本会規約の施行に必要な細則等は別にこれを定める、なお、細則等の制定及び変更は、総会の議決を経なければならない。

付 則 この規約は、平成15年6月21日より実施する。

平成17年5月 一部改正

令和2年9月 一部改正

令和5年5月 一部改正

令和7年5月 一部改正